

農作物奨励品種選定要領

(趣旨)

第1 この要領は、農業生産力の増強及び農業経営の改善向上に資するための農作物奨励品種(以下「奨励品種」という。)の選定及び改廃(以下「選定」という。)に必要な事項を定めるものとする。

(選定の基礎)

第2 知事は、主要農作物については鹿児島県主要農作物の種苗の安定供給に関する条例第9条の規定に基づいて行う試験の成績を、その他の作物については農業開発総合センターの試験成績その他の事情を勘案して、奨励品種の選定を行うものとする。

(対象作物)

第3 奨励品種の選定の対象となる作物は、次のとおりとする。

- (1) 主要食糧作物
- (2) 特用作物
- (3) 果樹園芸作物
- (4) 飼肥料作物

(公表)

第4 奨励品種の選定をしたときは、品種名、その適応地域、特性等を公表するものとする。

(審査会)

第5 知事は、奨励品種の選定をするため、農作物奨励品種選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(構成)

第6 審査会は、会長、副会長及び委員若干人をもって構成する。

2 会長は農政部長を、副会長は農政部次長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者の中から知事が命ずる。

- (1) 農政部農政課に属する職員
- (2) 農政部農産園芸課に属する職員
- (3) 農政部経営技術課に属する職員
- (4) 農政部畜産課に属する職員
- (5) 農業開発総合センターに属する職員
- (6) その他知事が必要と認める者

(職務)

第7 会長は、審査会の事務を総理し、審査会の会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のとき又は事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8 審査会の会議は、会長が必要があると認めたとき開催する。

(部会)

第9 奨励品種の選定のため専門的に調査研究する必要があるときは、審査会に部会を置いて調査研究させることができる。

2 部会の組織及び運営については、そのつど会長が定める。

(事務の処理)

第10 審査会の事務は、農政部農産園芸課において処理する。

(その他)

第11 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。